

事務連絡
平成 29 年 4 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
総合保健施設事業担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

平成 29 年度国民健康保険総合保健施設事業の助成に係る留意事項について

平成 29 年度における国民健康保険の総合保健施設事業の助成については、「国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）交付基準」（平成 12 年 9 月 21 日付け保険発第 164 号。以下「交付基準」という。）により取り扱っているところですが、申請手続に当たっては、下記の点に留意の上、市町村保険者への周知及び指導方よろしくお願ひします。

記

1 運営事業費について

総合保健施設の保健事業部門等の運営事業費の基準額は、「国民健康保険の保健事業に対する助成について（平成 29 年 4 月 24 日付け保国発 0424 第 1 号。以下、課長通知という。）」の別表の第 1 欄に定める 3（1）健康管理センターによる健康管理事業の基準額に準ずるものであること。

2 施設整備の対象事業の特例について

療養病床の転換を促進するため、高齢者の生活支援施設（以下の施設に準ずる施設）への転換を行う場合であって、他の整備計画に基づく国庫助成の対象とならない場合については、施設整備の対象事業に含めるものであること。

ただし、以下の施設として整備することを助成条件とし、個別に協議するものとする。

- ① 介護老人保健施設
- ② ケアハウス
- ③ 有料老人ホーム
- ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- ⑤ 認知症高齢者グループホーム

- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 生活支援ハウス
- ⑧ サービス付き高齢者向け住宅

3 申請に当たっての留意事項

(1) 施設・設備整備費

- ① 施設・設備整備費は、新たに総合保健施設を設置する際に建築のために必要な経費等を助成するものであり、設置済みの施設については助成の対象としないこと。
- ② この事業における調整交付金は、事業の完了後に一括して資金交付することとしているので、施設・設備整備事業については遅くとも実施年度の2月下旬までには事業を完了すること。やむを得ない事情等で工期が遅れる場合であっても、年度内には必ず完了する必要があること。
- ③ 申請時にヒアリングを実施する予定であること。なお、着工が竣工の前年度となる場合、申請時点で助成要件に該当しない事態を回避するため、事前に計画内容を確認するので、適宜、申し出されたい。また、事前に計画内容が十分に確認できた場合は、ヒアリングを実施しないこと。

(2) 保健事業部門等の運営事業費

- ① 運営事業費は、施設・設備整備事業の翌年度から助成を行うが、直営診療施設との連携や各部門の運営状況に変更が生じ、総合保健施設の要件を満たさない場合は助成の対象としないこと。(交付基準附則5の経過措置に該当する場合は、設置時の要件による。)
- ② 施設管理に要する経費については、助成対象外の部門に係る経費と区分すること。なお、区分するに当たっては、利用率や施設面積率により按分し算出し、差支えないこと。
- ③ 施設管理以外の事業については、国保被保険者を対象として実施した事業に要する経費を助成の対象とするが、国保被保険者以外の者を含めて実施する場合においては、課長通知の9(2)の規定に準ずるものとし、費用負担の考え方を様式2に明記すること。
- ④ 介護支援部門については、介護報酬により運営され保険者の負担がない場合や他の補助金の対象となる経費は助成対象とならないこと。
- ⑤ 保健事業部門の運営に必要な経費には、例えば、当該施設において実施する保健事業の円滑な実施を図るために必要な健診記録等のデータを管理する電子計算機のソフト開発経費も含まれるものであること。
- ⑥ 保健事業部門の運営に必要な経費には、軽微な修理・修繕に係る経費(50万円未満)も含まれるが、大規模な修繕や改修工事については助成対象とならないこと。

なお、軽微な修理・修繕の経費についても、助成対象は合計で50万円であるので特に留意すること。

- ⑦ 総合保健施設における保健事業部門に係る運営事業は、調整交付金の他は保険料財源をもって実施することを原則とするものであること。ただし、一般会計又は他の特別会計からの繰入れについては差し支えないものであること。

(3) 共通

- ① 事業に係る施設整備費、設備整備費、初度設備費及び保健事業並びに介護支援部門に係る運営事業費の支出については、国民健康保険特別会計事業勘定(保健事業費)において経理されることとなるが、従来の保健事業の充実のために支出される保健事業費とは区分して紛れることのないように、新たに(項)総合保健事業費、(目)施設管理費、保健指導事業費、健康増進指導事業費、施設整備費、何々を設けるなどして管理すること。
- ② 総合保健施設の連携先である直営診療施設が、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱(昭和53年9月29日付け厚生省発保第73号)」2(2)の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設である場合は、当該施設が「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の取扱について(平成15年4月7日付け保発第0407001号)」の別添の第1に示す要件を満たすものであること。

4 申請手続(様式等)

- (1) 「総合保健施設様式」に定められた様式を必ず使用することとし、各様式の注を参考に漏れのないよう確認すること。
 - 様式1 総合保健施設の施設・設備整備事業に係る実施計画書
 - 様式2 保健事業部門及び介護支援部門の運営事業に係る実施計画書
 - 様式3 総合保健施設分の所要額集計表
- (2) 保険者は、事業実施計画書(様式1又は2)に関係書類を添えて都道府県に提出すること。

また、都道府県は、上記の事業実施計画書を受理したときはこれを審査し、様式3を作成の上、平成29年5月26日(必着)までに保険局国民健康保険課宛に提出すること。
- (3) 総合保健施設に係る施設・設備整備事業実施計画及び運営事業実施計画に基づく内定については、6月下旬を目途に別途連絡する予定であること。
- (4) 事業実績報告及び交付決定の時期についての詳細は、別途連絡する予定であること。